

告 示

埼玉県告示第八百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

和光市中央第二谷中土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年十一月十三日から

平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市大字下新倉字谷中、東妙蓮寺、西妙蓮寺、谷戸島、谷戸、庚塚、

谷中川の各一部

埼玉県和光市大字新倉字向坂の一部

四 事務所所在地

埼玉県和光市下新倉二丁目四十五番一号

五 設立認可の年月日

平成四年十一月十三日

六 変更の内容

事務所の所在地を「埼玉県和光市下新倉二丁目四十五番一号」から「埼玉県和

光市下新倉二丁目十五番四号」に変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十八年六月十日